

相続

遺言

相続税

第6回

無料相談会

司法書士、税理士、弁護士がご相談をお受けします!



開催日時 8月29日(土)・30日(日)
開催時間 10:00~17:00

開催場所 博多バスターミナル
(JR博多駅博多口1分)

事前申込 0120-48-1120 **受付時間** 平日 9:00~20:00

事前予約をお願いします 当日は時間の都合上、混雑が予想されますので、事前のご予約をお勧めします。	専門家によるアドバイス 30分~40分程度のお時間で皆様のお悩みに対して、親身にアドバイスさせていただきます。	どんな相談でもお気軽に 既に問題に直面している方はもちろん、まだ問題になっていない心配事まで何でもご相談下さい。	当日のご相談受付も可能 当日に本チラシをお持ちいただいた方でも相談は可能ですが、お待ちいただく事もございます。
--	---	--	---

こんな困りごとありませんか? 相続 遺言 財産管理

● 相続財産の名義変更について

- ・相続する財産の名義変更の仕方が分からない。
- ・相続する土地・建物を自分の名義にしたい。
- ・財産が土地しかなく、分けづらい為、トラブルになりそう!

財産の名義変更をしないで放置しておく、後で様々なトラブルが起こります。

● 遺産分割について

- ・相続財産の配分の方法が分からない!
- ・正しい遺産分割協議書を作りたい!
- ・複雑な相続関係で遺産分割が進まない。

第三者の専門家が入ることにより、円滑な遺産分割を行うことができます。

● 相続前・生前対策について

- ・孫への教育資金贈与について相談したい。
- ・贈与はいつから始めればいいのか相談したい。
- ・贈与税と相続税はどちらがいいのか教えて欲しい。

贈与を効果的に活用して、相続財産をできるだけ多く残す方法を考えましょう!

● 戸籍収集について

- ・どこまで戸籍を収集したらよいか分からない。
- ・役所が開いている時間に取りにいけない。
- ・遠くの役所から取り寄せなければいけない。

相続が開始した場合に、必ず必要になるのが「戸籍」です。不足すると取り直しです。

● 遺言について

- ・遺産が少しでも遺言を書いたほうがよいの?
- ・やっぱり公正証書遺言するべき?
- ・遺言を書くときの注意点を知りたい。

家族関係が複雑・不動産が多い場合は遺言を書くことで残された家族がもめなくて済みます。

● 相続税申告について

- ・今年1月からの相続税改正でどう変わったの?
- ・相続税申告で準備しておくことは?
- ・相続税申告ってどうすればいいの?

経験豊富な税理士が、相続税申告の方法や相続税申告の準備のご提案をします。

2015年1月から施行された相続税改正！相続税申告に関するご相談は相続税の専門家の税理士がお答えします。相続税申告に関するご相談は事前予約が必要です。

ポイント 1 相続税の基礎控除が4割縮小！
 今までなら相続税がかからなかった家庭でも税金が課せられるケースが増えます。まずはご自身の財産総額がいくらになるのか、早目から確認しておくことが大切です。

ポイント 2 相続税の税率が5%アップ！
 遺産の総額が2億円超3億円以下の人と、6億円超の人は税率が現在よりも5%高くなります。納税資金対策はしっかり行いましょう。

ポイント 3 子や孫への贈与がしやすくなりました！
 父母や祖父母など直系尊属からの3,000万円以下の贈与は全体的に税率が低くなります。また、3,000万円を超える高額な贈与は、税率の引き上げがある一方、1,000万円～1,500万円以下は現在より5%低くなります。

ポイント 4 教育資金の一括贈与が可能に！
 贈与を受ける側が30歳未満の子・孫・ひ孫の場合、教育資金としてならば最大1,500万円まで一括で贈与しても贈与税がかかりません。

家族信託

家族信託について
 ～今注目される、家族による新たな資産承継の方法

- 身内で障害を持つ方の、将来の生活が不安
- 将来の事業承継を予め決めておきたい
- 認知症であるため遺言を作成して財産の分け方を決めることができない
- 同姓愛・内縁の妻に遺産相続を考える

不動産問題

不動産売却について

- 不動産を相続したがすでに自宅を持っているので売却して現金化したい
- 相続財産が不動産しかないので、売却して現金で遺産分割を行いたい
- 不動産を相続したが、相続税が払えないので売却して現金化したい
- 住宅ローンの返済が苦しいので自宅を売却して返済したい

主催からのご挨拶

お客様が気軽に相談できる相手でありたい
 当社は、福岡で設立し、現在福岡、東京に3支店がございます。相続の専門家として、「相続遺言の窓口」を立ち上げ、相続手続、相続放棄、遺言、民事信託、後見等に関する専門的な業務を取り扱っております。特に、生前対策として民事信託の普及のため、金融機関や税理士、他土業へ向けた勉強会やセミナーを主催しております。お困りのことがあれば、お気軽にご相談下さい。親身なご対応に努めて参ります。



相続はじめの1歩
 誰もが経験のない相続手続。それをお手伝いするのが司法書士や税理士ですが、一般の方々には普段お付き合いすることなどなく、電話すらかけにくいのではないのでしょうか。当事務所は開設以来26年、地元福岡で多くの相続案件手がけております。相続手続や相続税など、この無料相談会を機に何なりとご相談ください。相続に関するお悩み解決の第1歩です。



お客様のお役に立てるように人の役に立つ職業に就きたいということで、弁護士を志しました。相続に関するご家族のトラブルは、とても身近な問題です。その中には、弁護士が対応することで、適切な解決に導ける事案も少なくありません。困難な問題に直面している方々に満足いく解決を提供できますよう、充実した仕事を心掛けております。是非お気軽にご相談下さい。



司法書士法人・行政書士事務所・土地家屋調査士オフィスワングループ
 法人番号 43-00072 福岡県司法書士会所属 1573号 TEL:092-432-9911

橋脇誠 税理士事務所

弁護士法人・響

代表者 島田 雄左 (しまだ ゆうすけ)
 福岡司法書士会所属 会員番号：1573
 簡易訴訟代理関係業務認定番号 第129026号

税理士 橋脇 誠 (はしわき まこと)
 九州北部税理士会 登録番号 60967

代表者 松木 勇作 (まつき ゆうさく)
 東京弁護士会所属
 日本大学法学部司法科研究室 指導員

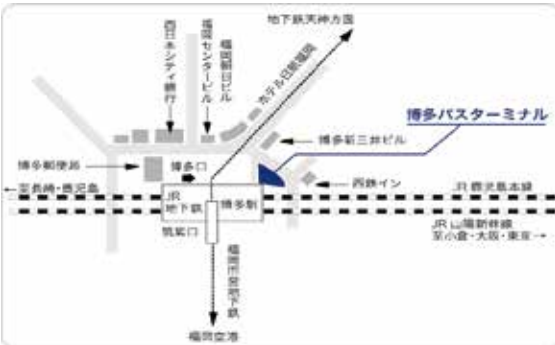
博多支店：福岡市博多区博多駅前3-27-25号第二岡部ビル3階
 大野城支店：福岡県大野城市下大利1-15-2
 新橋支店：東京都港区新橋二丁目16番1号ニュー新橋ビル627号

所在地：福岡市博多区博多駅前 1-8-6
 第5ガーデンビル5F

福岡オフィス：福岡市中央区舞鶴三丁目1番10号

予約開始 8月24日(月)～ **0120-48-1120** 受付対応：司法書士法人オフィスワングループ 受付時間：9:00～20:00

相続のことは私たちにおまかせください！あなたの「わからない」に丁寧にお答えします！
司法書士法人 行政書士 土地家屋調査士 オフィスワングループ
 住所：福岡市博多区博多駅前3-27-25 第二岡部ビル3階



相続・遺言の相談は初回無料！ **ふくおか 相続の窓口** 検索
 本広告は簡易訴訟代理等関係業務(目的となる価値が140万円を超えない請求事件について代理できます)及び裁判事務の法律相談です。司法書士第3条の範囲内の業務を行ないます。